

第4章 基本理念等

1 基本理念

支えあい、ともに暮らせるまち

平成18（2006）年12月、国連総会において、障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促す障害者権利条約が採択され、わが国は平成19年9月にこの条約に署名しました。その後、国は条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとするわが国の障害者制度の集中的な改革を進め、平成26年1月20日に条約を批准しました。

制定・改正された障害者基本法をはじめとする障がい者関連の法律には、障害者権利条約に示された、障がいのある人の地域社会における共生（インクルージョン）、インクルーシブ教育、差別の禁止や合理的配慮の考え方などが盛り込まれました。また、障がいについても、障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性のあり方によって生ずるものであるという「社会モデル」的認識を踏まえて広くとらえています。

学ぶ、働く、遊ぶなど、あらゆる分野に参加する機会、どこでだれと暮らすかという選択の自由などは、障がいのあるなしにかかわらず、だれにも平等に保障されなければなりません。そのためには、障がいのある人が地域で暮らすために必要な生活支援サービスや、自立して暮らすための生活の拠点や働く場が確保されなければなりません。また、社会全体に障がいと障がいのある人への理解、差別の禁止や合理的配慮の考え方が広まり、支えあい、ともに暮らせるまちとしていくことが必要です。

本計画では、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う、インクルーシブな共生社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図り、「支えあい、ともに暮らせるまち」を目指します。

2 基本的な考え方

(1) 障害者権利条約の考え方の普及

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等（障がいに基づくあらゆる差別の禁止、障がい者が社会に参加し、包容されることの促進等）について定めており、障がい者に関する初の国際条約です。その考え方は、わが国の障がい者福祉に大きな影響を与えており、障害者基本法をはじめとした関係法令には、条約の考え方が盛り込まれています。

障害者権利条約には、「合理的配慮」「障がいに基づく差別」「意思疎通」「ユニバーサルデザイン」などが定義され、一般原則として「障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重」「無差別」「社会への完全かつ効果的な参加及び包容(インクルージョン)」などが示され、締約国の一般的義務(約束)として、合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、促進すること等が盛り込まれています。

本計画においても、これらの考え方を踏まえて策定し、施策を推進していきます。また、関係者はもとより、市民全てを対象としてこの考え方の普及に努めます。

なお、令和4年に、条約の締約国として、障害者権利委員会によるわが国政府報告の審査が実施され、同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されています。総括所見では、インクルーシブ教育を受ける権利の認識、障がい者の脱施設化及び自立生活支援、精神障がい者の非自発的入院及び隔離・拘束に関わる法制度の見直し、支援を受けて意思決定をする仕組みへの転換等多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が示されており、国においても引き続き、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められるところであり、これらの動向にも留意していきます。

(2) 社会参加のしやすさの向上

障がいのある人の社会への参加を実質的なものとするため、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、社会参加のしやすさを向上します。

特に、令和4年には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を

総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という）が制定され、障がい者計画の策定に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備、合理的配慮の提供などにより、あらゆる場面における情報アクセシビリティの向上の視点を取り入れていきます。

(3) 地域生活、自立した生活の実現

障がいのある人とその家族にとっては、依然として「親亡き後」が最大の不安であることに変わりはありません。「施設から地域へ」という流れの中であって、親が元気なうちに生活基盤を築いていくことや、親亡き後も障がいのある人が地域で安心して自立した暮らしの場（住まい）を築いていくことが求められています。障がいのある人が地域で暮らす場のひとつとして、家庭的な雰囲気の中で必要な支援を受けながら暮らすグループホームのニーズは今後さらに高まり、多様化していくと予測されます。そのため、様々なニーズや障がいの種類・程度に対応できる多様なタイプのグループホームの整備を促進していきます。

また、経済的な自立、生きがいという観点から就労は非常に重要であり、福祉施設から一般就労への移行・定着はもちろん、学校卒業者への就労支援、福祉施設の工賃水準の向上、障がいのある人と企業双方への情報提供と理解促進など、事業所、関係機関と連携して総合的な就労支援施策を推進します。

さらに、障がいのある人の地域での暮らしを支えられるよう、「障がいの重度化や家族介護者の高齢化などに応じたショートステイなどのサービスの充実」、「身近で相談支援が受けられる体制」、「地域がやさしく見守る体制づくり」を推進します。

(4) 包括的・重層的な支援体制の構築

重度障がいのある人への対応、医療的ケアを必要とする障がいのある人、精神障がいのある人が、その人が望んだ地域生活への移行を推進するためには、地域の多種多様な職種が協働し、切れ目のない支援を行うことが不可欠です。課題に対して具体的な対応策を協議する場を設け、包括的・重層的な支援体制の構築を目指します。

また、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うこと

ができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、柔軟なサービスの確保等に取り組みます。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成

障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいの疑いがある早い段階から身近な地域で支援ができるように、質の高い専門的な発達支援の充実を図ります。また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児支援を利用することにより、障がいのある児童が地域の保育、教育等の支援を受けられ、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(6) SDGsの視点

SDGsとは、持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27（2015）年9月に国連で合意された世界共通の目標です。17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成され、2030年を年限に達成を目指しています。この目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、本市の最上位計画である小牧市まちづくり推進計画においてもSDGsの達成を目指しています。この中で、障がい者（児）福祉の分野については以下の目標の実現を目指すこととしており、本計画においてもこれに沿った目標設定をしています。



3 計画の体系

基本理念の実現に向けて、8つの基本目標を掲げます。さらに基本目標には、それぞれ具体的な取り組みを掲げ、各種事業を重層的に展開していきます。

なお、重要課題に対する取り組みのうち、3つの施策を重点施策とします。

基本理念	基本目標	取り組み
支えあい、 ともに暮ら せるまち	1 権利を守ります	権利擁護支援の推進
		障がいに関する理解の促進
		差別解消の推進
		虐待の防止
	2 相談支援を充実します	★相談支援体制の充実
		相談員の質の向上
		相談先の周知
		小牧市障害者自立支援協議会の充実
	3 生活を守ります	★地域生活支援拠点の機能強化
		障害福祉サービス等の充実
		グループホームの整備促進
		手当の支給等
		福祉人材の確保
	4 就労を支援します	事業所の理解促進
		障がい者雇用の推進
		就労施設への支援
	5 発達支援を充実します	ネットワークの構築
		★発達支援・医療的ケア児等支援の充実
		サービスの質の向上
		子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ推進
		インクルーシブ教育の推進
		学校との連携
	6 地域医療を確保します	医療費の助成
		地域での医療の確保
		難病患者への支援
		精神障がい者等の地域移行
	7 社会参加を促進します	情報アクセシビリティの向上
		意思疎通支援の充実
スポーツ活動の推進		
文化芸術活動への取り組み		
余暇活動の場の確保		
外出支援		
8 環境を整備します	社会参加のしやすさの向上	
	公共施設等のユニバーサルデザイン化	
	緊急時の対応	
		災害時の支援体制の構築

★は重点施策